

手段制限による自殺予防の政策導入のためのfeasibility研究－中間報告

反町吉秀¹⁾、瀧澤 透²⁾

¹⁾ 青森県立保健大学大学院健康科学研究科

²⁾ 八戸学院大学健康医療学部

緒言

WHOは自殺手段の制限をエビデンスのある効果的戦略として推奨している。しかしながら、近年の我が国では、自殺手段の制限は自殺対策としては積極的に実施されておらず、自殺総合政策にも十分には位置づけられていない。本研究は、我が国における過去の手段制限による取組みの吟味と、諸外国における自殺手段の政策導入のプロセスを検討し、その阻害要因、促進要因を明らかにし、条例化等の政策的位置づけのための政策提言を行うことを目的に実施する。

方法

本研究は、①我が国における自殺手段の制限（なかんずく、催眠剤のアクセス制限）に関する系統的レビュー、②海外における自殺の物理的手段制限の実施に関するインタビュー調査、③自殺の手段制限に関する情報制限の実施に関するインタビュー調査、④都道府県を対象とする手段制限、情報制限の実施可能性に関する質問紙調査により構成される。本発表では、②と③について述べる。

結果

②については、練炭自殺の物理的手段制限による自殺対策のコミュニティトライアルの成功の背景には、香港自殺予防センターのリーダーシップの下、自治体関係者や練炭の販売者だけでなく、宿泊施設の経営者、マスメディアを含む様々なステークホルダーの関与があることが示唆された。③については、近年、香港において、新しい自殺手段の蔓延の予防に成功しているメカニズムの一つとして、香港自殺予防センターとメディアとが、自殺予防につながる自殺関係報道のあり方について日常的な対話を繰り返すことを通じて、新たな自殺手段の蔓延を助長しないメディア報道を促進していることが示唆された。

考察

香港においては、物理的な手段制限におけるコミュニティトライアルにおいても、新しい自殺手段の蔓延防止においても、マスメディアが自殺予防のパートナーとして大きな役割を果たしていることが示唆された。また、わが国においても、手段制限による自殺予防を政策化して行くにあたり、マスメディアを自殺予防のパートナーとしての機能を高めるように、働きかけをする必要があることが示唆された。